

国際的に通用する農林水産研究者の育成に関する基本方針

1 国際的に通用する農林水産研究者の育成の必要性

第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）で指摘されているように、研究活動や経済活動のグローバル化に積極的に対応し、国際社会において、我が国のプレゼンスを向上させていくためには、グローバルに活躍できる人材を育成することが極めて重要である。農林水産研究基本計画（平成22年3月30日農林水産技術会議決定）においては、我が国の農林水産研究者について、海外で活躍できるような人材にするための育成を推進することとしている。これを踏まえ、農林水産政策上の問題解決に必要な研究開発を推進し、その成果の普及と実現化を図るために不可欠である優れた人材の育成のために、農林水産研究における人材育成プログラム（平成18年3月28日決定、平成23年4月19日改正）の下、人材育成に係る取組がなされている。

農林水産研究を取り巻く国際情勢は、研究活動のグローバル化や新興国の研究勢力の台頭、先進国に依存した公的研究費・人材の供給の限界の顕在化等により、大きく変化しつつある。この変化に対応して、農林水産研究においては、旧来の各国・国際研究機関主導型から、資金面では企業ファンドの導入、推進面では各国研究機関等の参加を得るプロジェクト型への移行が大きな流れとなりつつある。このような情勢変化の中、我が国の農林水産研究が、引き続き国際社会から期待される主導的地位を占め、国際的に貢献してゆくためには、国際社会のニーズ、研究動向に関する幅広い視野や洞察力等の能力を発揮し、国際的活動で指導的役割を果たしながら、国際社会の活力を我が国へ取り込むことができる、国際的に通用する農林水産研究者の育成が必要である。

2 国際的に通用する農林水産研究者の育成の強化に必要な事項

国際的に通用する農林水産研究者であるためには、研究業績とそれに基づく見識が卓越しており、国際的に高く評価されることが必要である。このような農林水産研究者を輩出するには、バイオテクノロジー、地球環境問題など国際的な重要課題において水準の高い研究を担う研究者が国内に多数存在し、さらに、これらの人材の国際的活動を適切に支援し、研究活動をより効率化することにより、彼らが必然的に国際的な研究ネットワークにおける指導的役割を担うような研究体制を確保することが必要である。

我が国には、国際共同研究の持続的な実施とそれに要する研究人材の育成とを推進する優れたシステムがあり、今後、このシステムを活かしつつ、高水準の国内研究との一体的な運営の強化によって、厚い人材層から「国際的に通用する農林水産研究者」を輩出していかなければならない。

そのためには、次の（１）から（３）までの取組が必要である。

（１）国際的活動の適切な評価

① 研究者の国際的活動に対する評価

定量的な評価が可能な業績だけではなく、これらに至る様々な国際的活動のプロセスを申告させ、適切に評価する。

例えば、国際会議等への対応など、論文数等に現れない国際的活動や、農林水産行政に関する国際的な対応への貢献も適切に評価することが重要である。

② 農林水産研究独立行政法人に対する適切な評価と行政部局との適切な情報の共有

農林水産研究独立行政法人が組織として行う国際的活動に対して、適切な評価を行う。

また、地球環境問題等の行政上の課題や研究を巡る動向について、関連情報の共有を適切に行う。

（２）国際的な研究経験の確保

① 国際的な視野に富む若手研究者の育成

国際的な情報発信の経験を積ませるため、国際シンポジウム・ワークショップや国際学会等の場を積極的に活用、設定する。また、在外研修、海外特別研究員制度をはじめとした育成策をさらに活用して、国際的な視野と洞察力に富む若手研究者を育成する。

また、海外機関における実務経験をポスドク等に積ませることで、国際的に即戦力となり得る研究人材を育成し、確保する。

② 指導的役割を国際的に担える人材の確保

高い研究実績を有する研究者に対して国際的な共同研究プロジェクトの管理に参画する機会を提供する取組を強化し、国際的に指導的役割を担うことができる人材を育成し、確保する。

(3) 国際的な研究活動を支える研究支援部門の強化

国際的な研究活動を適切に支援し、研究活動を効率化するため、以下に例示するような事務を行う研究支援部門を充実することが重要である。

- (ア) 海外の研究機関・研究者とのコーディネート
- (イ) 海外の研究機関・研究者との研究上の取り決めにおける交渉
- (ウ) 研究資金の管理
- (エ) 我が国の研究を国際的に認知させる広報
- (オ) 人的交流及び情報通信の支援

① 各種実務における研修の充実による能力向上

研究支援部門の職員の能力を、実務研修の充実を通じて一層向上させると共に、職員が意欲的な取組を自発的に行うことができる環境整備や支援に努める。また、国際的な研究活動を支える研究支援部門の人材を適切に評価するシステムを構築し、その職務に求められる高い専門性を継続的に活用できるキャリアパスの整備等を行う。

② 国際的な研究活動を統括する者の育成

相手側との取り決めにかかる交渉、資金管理、外国特許申請を含む知的財産管理、産業界との連携可能性の検討等、国際的な研究活動を統括する者を育成する。

③ 知的財産管理、広報における支援

知的財産管理においては、②の者を補佐し、各国の知的財産を巡る制度と現状を適確に把握し、外部の専門家を活用できる人材を育成する。また、我が国の研究を国際的に認知させるための広報ができる人材を育成する。